

公立大学法人熊本県立大学 第2期中期目標の期間の終了時の検討について

1 趣旨

知事は、地方独立行政法人法第31条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の第2期中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第2項の規定により、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

2 検討方針

(1) 実施時期

上記1趣旨のとおり、第2期中期目標期間の終了時の検討については、その結果を次期中期目標期間の当初から反映させるため、現時点において第2期中期目標期間終了時（平成30年3月31日）を想定し、次期中期目標の策定と並行して終了時の検討を行う。

(2) 検討方法

法人が受けた次の2つの評価の内容を踏まえて検討する。

評価の名称	実施機関	評価対象年度	評価対象内容
年度評価	評価委員会	H24～H28	業務全般について（毎年度実施）
認証評価	大学基準協会	（H28 受審）	教育研究内容・組織ほか業務全般

* 認証評価・・・学校教育法に基づき、大学基準に適合しているかを評価する。

(3) 所要の措置

検討の結果に基づく所要の措置は、概ね次のとおりである。

検討結果	所要の措置
法人に業務を継続させる場合	検討結果を第3期中期目標・中期計画に反映
法人に業務を継続させない場合	法人の業務は終了

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

目標・計画・評価のサイクル

